

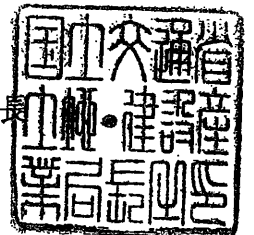


国土入企第25号

平成29年2月10日

(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会理事長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



適正な価格による工事発注について

近年の技能労働者に係る就労環境の変化は大きく、これまでの建設投資の大幅な減少に伴って著しい低価格による受注が増加し、そのしわ寄せが労働者の賃金低下をもたらして、若年入職者が大きく減少してきました。

技能労働者の育成には一定の期間を要するものであり、このままでは、施工に必要な技能労働者の不足が一層激しくなり、近い将来、建設工事の円滑な施工に支障を生じるとともに、工事の品質にも影響が及ぶおそれがあったことから、平成26年6月4日、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、建設業法（昭和24年法律第100号）等の改正が行われ、公共工事品質確保法において、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の育成・確保が基本理念として追加されています。

また、技能労働者の処遇改善に向けて、社会保険等への加入徹底を図るため、平成25年度から、国土交通省直轄工事の積算に用いる労務費の単価である公共工事設計労務単価において、必要な法定福利費相当額を反映しているところです。

本日、平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）を決定・公表しました。これにより、平成28年2月から適用